

野崎地区市政懇談会

日 時：平成30年7月12日（木）午後1時30分
会 場：野崎研修センター



懇談テーマⅠ 地方創生・行財政改革に関するご意見

平成31年度から導入の予定の野崎地区のデマンド交通については、利用者の利便性を優先して欲しい。野崎駅を拠点としてもらいたい。

《ご回答》

野崎地区におけるデマンド交通の導入につきましては、「地域公共交通網形成計画」の中の事業の1つとして、“地域状況に対応した小さな交通の導入”に基づき計画し平成31年度の実施に向け、本年度準備を進めているところです。

計画の原案を、7月25日に開催する「地域説明会」で提示する予定であり、その後、そこでいただいた意見等を反映し、まとめたものを再度9月頃に皆様に提示できればと考えております。

なお、現在作成中の原案につきましては、区域内の移動はデマンド交通により野崎全域をカバーできるようなサービスとし、区域外への移動は、野崎駅などの拠点から他の公共交通機関により移動していただこうと考えております。

懇談テーマⅡ 教育・文化・スポーツに関するご意見

学校の周辺の桜の木等が古木化し、枝が枯れたり、枝が伸び放題になっているので、整備をお願いしたい。植え替えの予定はあるのかも伺いたい。

《ご回答》

教育総務課では、毎年約200万円を学校敷地内の樹木伐採に関する予算として措置し、市内小中学校28校の樹木の伐採や剪定などを実施しております。

毎年度、上半期には枯れ木などの伐採を行い、下半期には老木などの伐採を行っております。順次、各学校の枯れ木や老木の伐採、剪定等を行ってまいりますので、ご理解

をお願いいたします。

なお、新しい木の植樹につきましては、現在のところ考えておりません。

懇談テーマⅢ その他のご意見

- ①国道 4 号線バイパスの進捗状況について
- ②市道野崎こ線橋通りの進捗状況について
- ③野崎駅東口周辺整備（地籍調査）の進捗状況、野崎地区の再開発の構想について

《ご回答》

①国道 4 号は都市計画道路でありますので、現在の路線からバイパス路線への都市計画の変更が必要となるため、平成 29 年 12 月に関係市であります大田原市、矢板市において都市計画変更の説明会を開催したところであり、本年 10 月頃には都市計画変更が決定することとなっております。

工事に着手するまでの手続きといたしましては、都市計画変更手続きが終わり、都市計画決定がされたのちに、新規事業採択時評価の手続きを国土交通省で行い、採択後に新規事業化となり、その後は、測量や地質調査を実施し、道路の設計を行い、用地買収後に工事に着手することとなります。

②市道野崎こ線橋通りのお線橋区間につきましては、平成 29 年度に一般県道西那須野・薄葉線と認定され、事業者である大田原土木事務所が事業の説明会を開催し、路線測量が実施されました。

今年度は、道路設計と橋梁設計を実施し、年内に第 2 回の事業説明会と都市計画変更説明会を実施するとのことです。

③地籍調査につきましては、一筆地調査に始まり、測量、面積計算、原図作成、地籍簿案の作成、閲覧と 2 年を要す事業であり、最終的に法務局送付を行い、登記完了までには約 3 年を必要とする事業であります。

平成 29 年度から平成 31 年度にかけて、下石上、野崎 2 丁目及び薄葉の一部を実施することとしており、本年度は、下石上 I 地区は閲覧に向けた調整を行い、下石上 II・薄葉 I 地区は一筆地調査を実施し、県道滝沢野崎停車場線より南となります薄葉 II 地区につきましては、平成 31 年度実施に向けて予算要求等の調整を行っています。

懇談会でいただいたご意見

○上石上の桜並木がすばらしいので、箒川の堤防沿いなども桜並木にしてもらえないか。

《ご回答》 箒川は一級河川ですので、土木事務所との協議も必要になりますし、植えるにあたっての場所の確保、過去の溢水状況の確認など、調整が必要に

なります。

○通学路のブロック塀の点検の実施と、その対応について

《ご回答》 通学路にある私有地のブロック塀については、大規模な地震が来ることを念頭に点検していただければと考えております。各学校で見回り、それぞれに是正をお願いしたところです。

○こ線橋通りの歩道の路面凍結について

《ご回答》 野崎こ線橋通りの除雪作業に追加いたします。

○野崎駅の案内看板について

《ご回答》 改修を検討いたします。

○AEDのコンビニ設置について

《ご回答》 地区公民館には地区内のAED設置箇所をマップにして掲示してあります。そちらを参考にして、万が一の場合には一番近い場所のAEDを使っていただければと思います。

○ふれあいの森の整備について

《ご回答》 山林所有者の理解のもと、契約により5年間お借りしている場所であり、契約終了となった場合、構造物等は撤去して元に戻すことになってお返しすることとなっており、これ以上の施設増築は厳しいと考えます。

○亀裂の入ったブロック塀への対応について

《ご回答》 建築基準法に違反して建てられたブロック塀が被害を与えれば、所有者に賠償責任が及びます。市の対応は「点検してください。適法に安全性を確保できているか確認してください。」とお知らせするだけとなります。

○空家となった住宅地への課税について

《ご回答》 住宅が建っていると軽減して固定資産税を賦課しています。複数年住んでいないから軽減を外すというようなことは、国の制度ができない限り市町独自の対応はかなり難しいと考えます。

○漏水があったときの対応について

《ご回答》 今後は個別周知や広報車により周知いたします。